

第 5 期島原市障害福祉計画
第 1 期島原市障害児福祉計画

平成 30 年 3 月

島 原 市



は じ め に

平成18年4月、「障害者自立支援法」が施行され、障がい
の種別に関わらず障がいのある人が必要とするサービスを利用
するための仕組みが一元化されました。これにより、市町村は、
各年度における必要な障害福祉サービスの見込み量を算出し、その見込み量を確保する
ため、3年を1期とする「障害福祉計画」を策定することになりました。

平成25年4月には「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正され、その
中には、共生社会の実現のため障がい者の社会参加の機会の確保や、障がい者の範囲の
見直し、支援の拡充など、障がい者にとってより良い福祉制度となるよう改善が図られ
てきました。

これまで、障害者総合支援法により様々な支援事業が実施されてきました。この度、
「生活」と「就労」に対する支援をより一層充実させることを目標として、新サービスの
創設や既存サービスの充実、18歳未満の障害児への支援の拡充を盛り込むために、
障害者総合支援法と児童福祉法の一部が平成28年に改正が行われ、平成30年4月に
施行されます。

本市では、こうした国の動きに対応し、障がい者施策の一層の推進を図るとともに、
障がい者の皆様が、住み慣れた地域で安心して暮らしていける「共生社会」の実現と、
障がいのあるなしに関わらず、等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として
尊重されとする基本理念を掲げ、「第5期島原市障害福祉計画・第1期島原市障害児
福祉計画」（平成30年度～平成32年度）を策定しました。

本計画の基本理念に基づき、関係機関・団体との連携をより一層深めるとともに、関
係各位のご意見やご要望を広くお聞きしながら、障がいのある人もない人も、すべての
人が地域で安心して生活できる社会の実現に取り組んで参ります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました障害
福祉計画策定委員の皆様をはじめ、関係機関・団体の皆様に深く感謝を申し上げますと
ともに、今後とも、市民の皆様のなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し
上げます。

平成30年3月

島原市長 古川 隆三郎

目 次

第1章	計画の概要	2
第1節	計画策定の背景と趣旨	2
第2節	計画の性格及び位置付け	4
第3節	計画期間	5
第4節	計画の達成状況の点検及び評価	6
第2章	島原市の現状	7
第1節	障害のある人の状況	7
第2節	身体障害のある人の状況	8
第3節	知的障害のある人の状況	12
第4節	精神障害のある人の状況	14
第5節	難病患者の状況	16
第6節	その他の障害のある人の状況	17
第3章	総論	18
第1節	計画の基本理念	18
第2節	計画策定の基本方針	19
第4章	計画で取り組む施策	20
第1節	施設入所者の地域生活への移行	20
第2節	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	21
第3節	地域生活支援拠点等の整備	22
第4節	福祉施設から一般就労への移行	23
第5節	障害児支援の提供体制の整備	25
第5章	サービス事業量の見込み	26
第1節	障害福祉サービスの事業量見込みと確保策	26
第2節	地域生活支援事業の事業量見込みと確保策	34
第6章	資 料	40
第5期	島原市障害福祉計画策定委員会名簿	40

第 1 章 計画の概要

第 1 節 計画策定の背景と趣旨

障害者施策においては、平成 18 年 4 月に、福祉サービスを一元化した共通の制度として「障害者自立支援法」が導入されました。障害者自立支援法では、障害種別に関係なく一元化したサービスの提供、障害程度区分に基づく支給決定プロセスの透明化・明確化、就労支援を抜本的に強化、身近な市町村を主体としたサービス提供、サービス費用を皆で負担しあう仕組みの強化などを施策の基本とし、第 88 条に「障害福祉計画」の策定を義務付けました。

本市では、平成 18 年度に「第 1 期島原市障害福祉計画」（平成 18 年度～平成 20 年度）を策定以後、3 年ごとに内容を見直し、「第 4 期島原市障害福祉計画」（平成 27 年度～平成 29 年度）まで、障害福祉サービス等を推進する仕組みづくりに取り組んできました。

また、平成 25 年度からは障害者自立支援法が改正され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）が施行され、障害者等が日常生活又は社会生活を営むための支援は、社会参加の機会の確保及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと、並びに社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行わなければならないとしています。

更に、平成 28 年度には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる「障害者差別解消法」が施行され、障害を理由とする差別的取り扱いの禁止及び合理的配慮の提供をうたっています。

今回策定する「第 5 期島原市障害福祉計画」（平成 30 年度～平成 32 年度）は、このような背景を踏まえ、国の指針に基づき、障害者等が地域で安心して生活できる環境の整った共生社会の実現と、障害児に対するサービスや相談支援体制の整備を盛り込むことで、切れ目のない一体的なサービス提供体制が図られるよう「第 1 期島原市障害児福祉計画」を一体的に策定するものであります。

障害者総合支援法(一部抜粋)

(市町村障害福祉計画)

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法(一部抜粋)

(市町村障害児福祉計画)

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

障害者基本法(一部抜粋)

(障害者基本計画等)

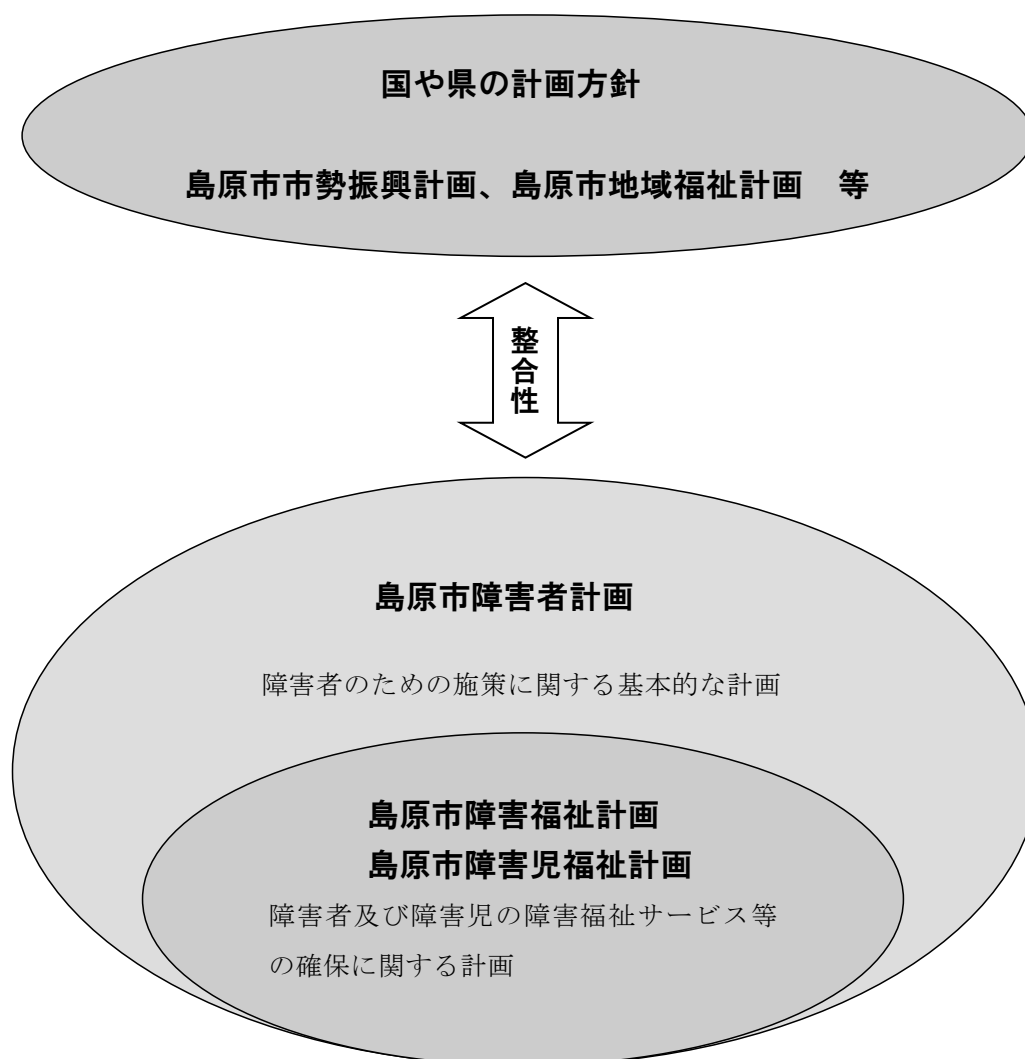
第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

第2節 計画の性格及び位置付け

島原市障害者計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく障害者のための施策に関する基本的な事項を定める計画であるのに対し、島原市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく障害福祉サービス等の確保に関する計画、島原市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20の規定に基づく障害児のサービス等の確保に関する計画で、3年を1期として一体的に定める計画です。

「島原市障害福祉計画・島原市障害児福祉計画」は、これまでの本市における障害児・者等への支援の取り組みと継続性を保ち、同時に、様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進めるために、国・県が策定した関連計画及び市が策定した各種計画との整合性を図ります。



第3節 計画期間

第1期島原市障害福祉計画（平成18～20年度）から第4期島原市障害福祉計画（平成27～29年度）までの基本方針に沿って、第5期島原市障害福祉計画・第1期島原市障害児福祉計画（平成30～32年度）を策定します。

ただし、計画期間中においても、国の法律や制度の改正状況を踏まえて見直しを行うこともあります。

18年度～20年度	21年度～23年度	24年度～26年度	27年度～29年度	30年度～32年度
第1期障害福祉計画				
見直し	第2期障害福祉計画			
	見直し	第3期障害福祉計画		
		見直し	第4期障害福祉計画	
			見直し	第5期障害福祉計画
				第1期障害児福祉計画

第4節 計画の達成状況の点検及び評価

I 関係機関との連携

障害者等が暮らしやすい社会を実現するために、地域社会を構成する市民、NPO、ボランティア団体、福祉サービス事業者、企業、社会福祉協議会及び行政などが協働の視点に立ってそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

また、障害者等の視点に基づく相談支援事業の運営評価や、地域生活支援に資する人材の育成、また不足している社会資源の開発や障害者施策への反映等に取り組む「協議会」を中心として、地域におけるネットワークの構築・強化を推進します。

II 庁内推進体制の整備

障害福祉施策については、保健・医療・福祉・教育・就労などの各分野を横断する全庁的な取り組みが必要となることから、庁内各部署との緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していきます。

III 計画の点検・評価

障害者関係団体や各種関係団体の代表、保健・医療・福祉関係者、学識経験者、行政関係者等で構成される協議会において、計画の全体的な実施状況の点検と進行政管理、見直しを行っていきます。

第2章 島原市の現状

第1節 障害のある人の状況

島原市の障害者手帳の所持者

(単位:人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
市の総人口	47,944	47,473	46,945	46,437	45,991
うち手帳所持者数	3,488	3,561	3,601	3,602	3,587
うち身体障害者	2,739	2,795	2,790	2,778	2,764
うち知的障害者	503	501	517	528	535
うち精神障害者	246	265	294	296	288

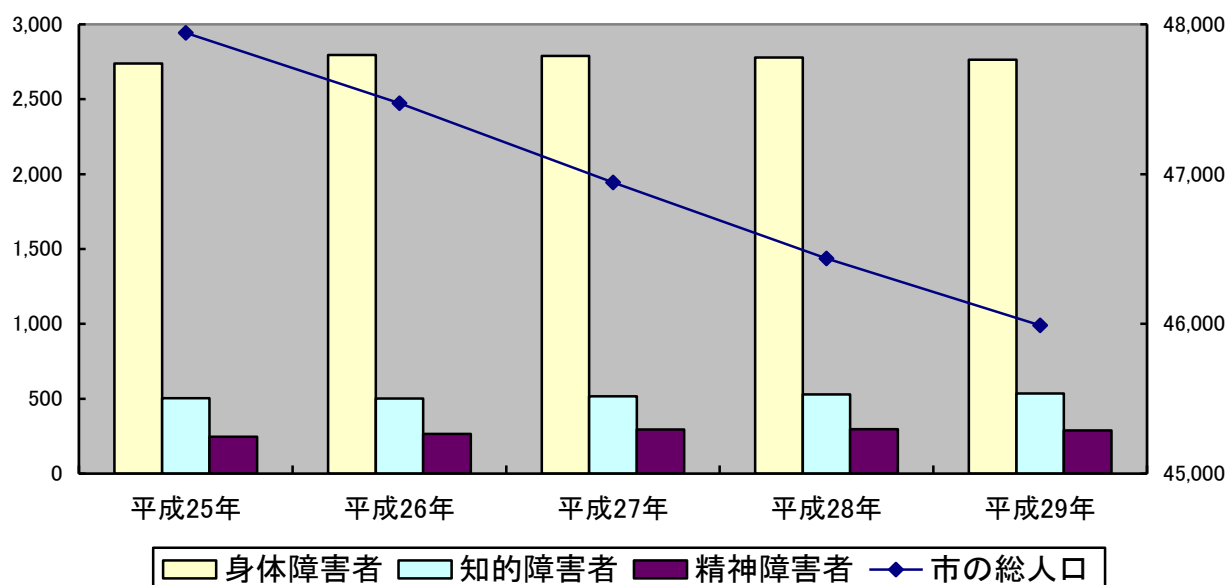
各年4月1日現在

市の人口は年々減少傾向にあり、平成29年度は45,991人で平成25年度からの減少率は▲4.1%となっています。それに対して障害者手帳所持者は年々増加傾向にあり、平成29年度は3,587人で平成25年度からの増加率は2.8%となり、市の総人口の7.8%を占めています。

平成25年度から平成29年度までの障害種別毎の増加率をみると、身体障害者が1.0%、知的障害者が6.4%、精神障害者が17.1%となっており、特に精神障害者の増加率が顕著であります。

障害者数

総人口



第2節 身体障害のある人の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数

平成29年度の身体障害者手帳の交付者数は2,764人となっています。身体障害者手帳交付者数の平成25年度から平成29年度までの増加率は1.0%となっています。

(2) 障害等級別

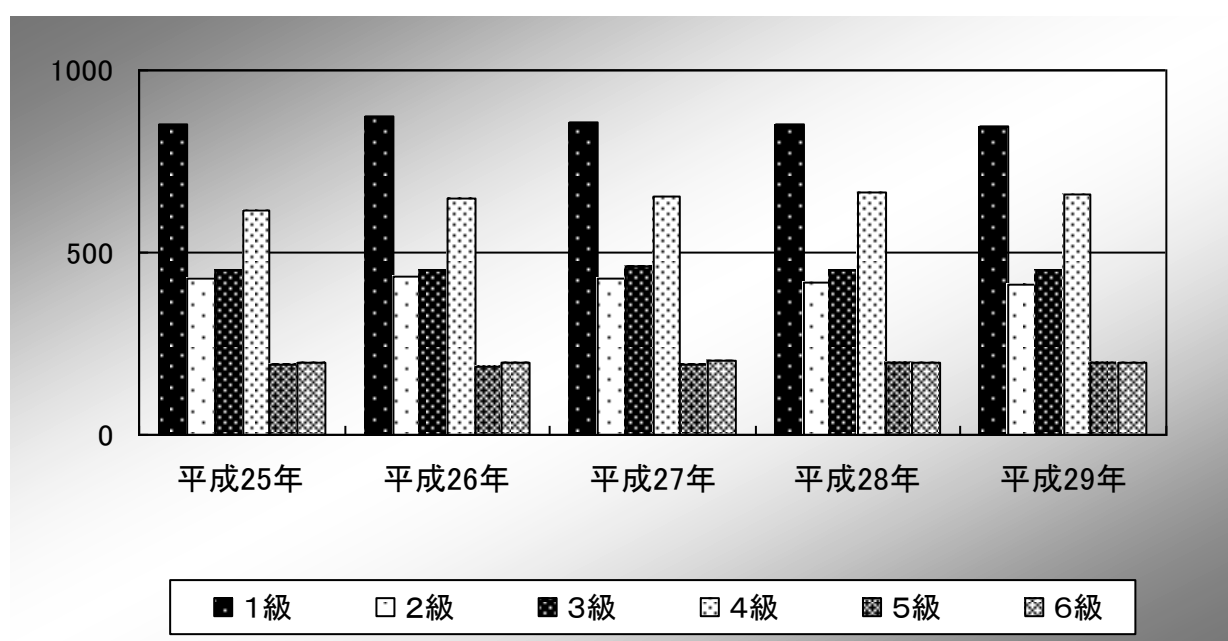
平成29年度の障害等級別の内訳は、1級が844人、2級が412人、3級が450人、4級が660人、5級が199人、6級が199人となっています。

身体障害者手帳交付者数の推移(障害等級別)

(単位:人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1級	850	874	857	850	844
2級	431	434	427	415	412
3級	450	451	460	453	450
4級	614	649	655	665	660
5級	194	188	190	198	199
6級	200	199	201	197	199
計	2,739	2,795	2,790	2,778	2,764

各年4月1日現在



(3) 障害種類別

平成29年度の障害種類別の内訳は、視覚障害が207人、聴覚障害が269人、音声・言語障害が39人、肢体不自由が1,322人、内部障害が927人となっています。

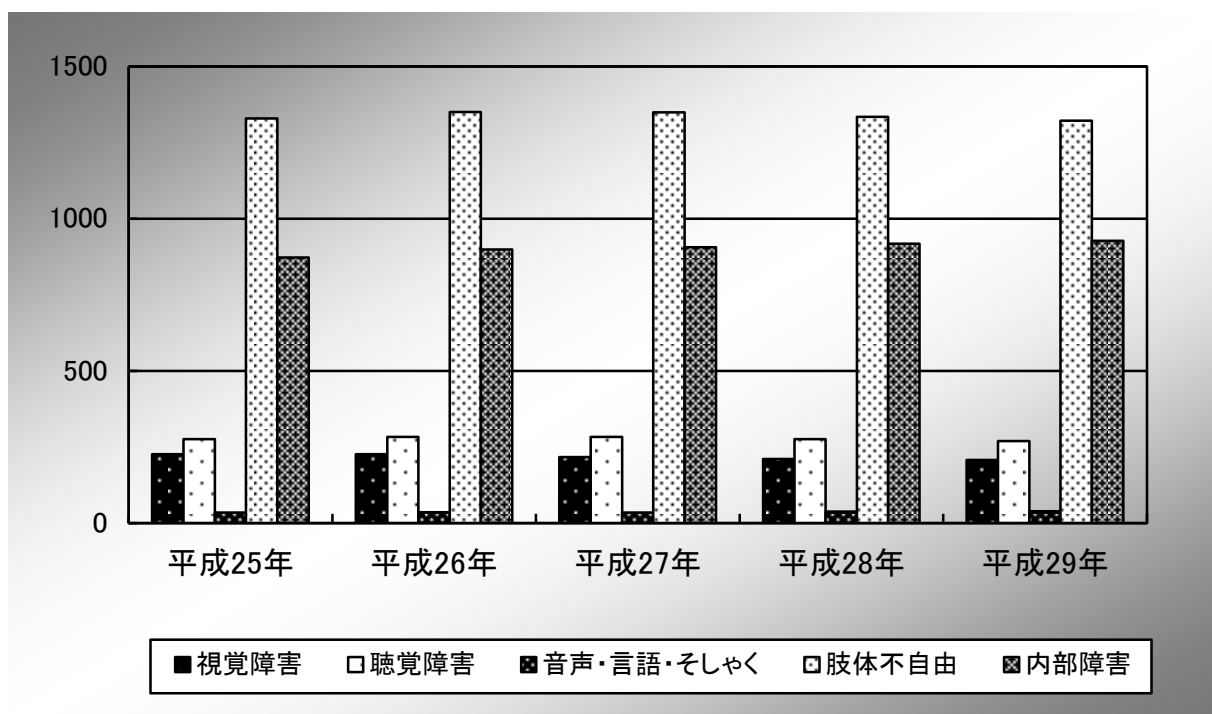
平成29年度までの年次推移を見ると、視覚障害や聴覚障害、肢体不自由は、わずかに減少ですが、音声言語障害と内部障害は増加しています。

身体障害者手帳交付者数の推移(障害種類別)

(単位:人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
視 覚 障 害	226	226	217	211	207
聴 覚 障 害	276	283	283	276	269
音声・言語・そしゃく	35	36	35	38	39
肢 体 不 自 由	1,329	1,351	1,349	1,335	1,322
内 部 障 害	873	899	906	918	927
計	2,739	2,795	2,790	2,778	2,764

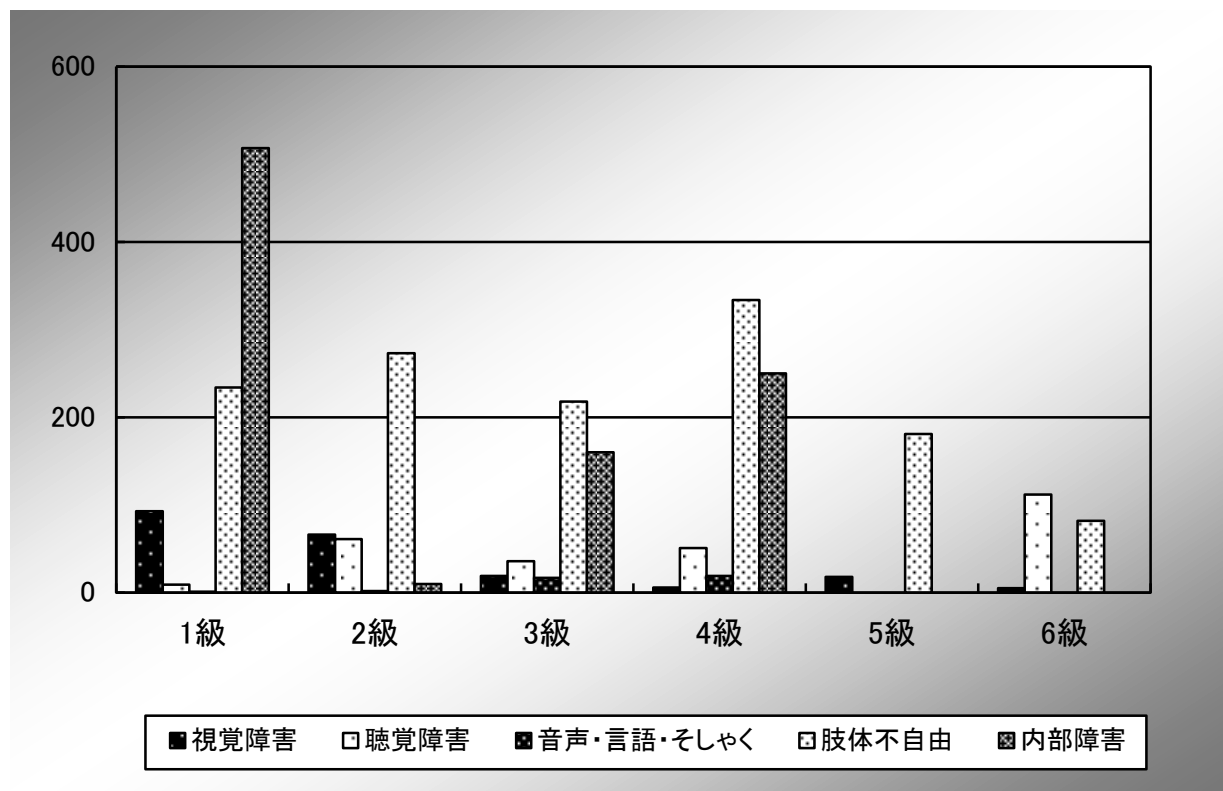
各年4月1日現在



身体障害者手帳交付者数の障害種類別等級(平成 29 年 4 月 1 日)

(単位:人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視 覚 障 害	93	66	19	6	18	5
聴 覚 障 害	9	61	36	51	0	112
音声・言語・そしゃく	1	2	17	19	—	—
肢 体 不 自 由	234	273	218	334	181	82
内 部 障 害	507	10	160	250	—	—
計	844	412	450	660	199	199



(4) 年齢区分別

平成29年度の年齢区分別の内訳は、0歳～17歳が44人、18歳～64歳が625人、65歳以上が2,095人となっています。

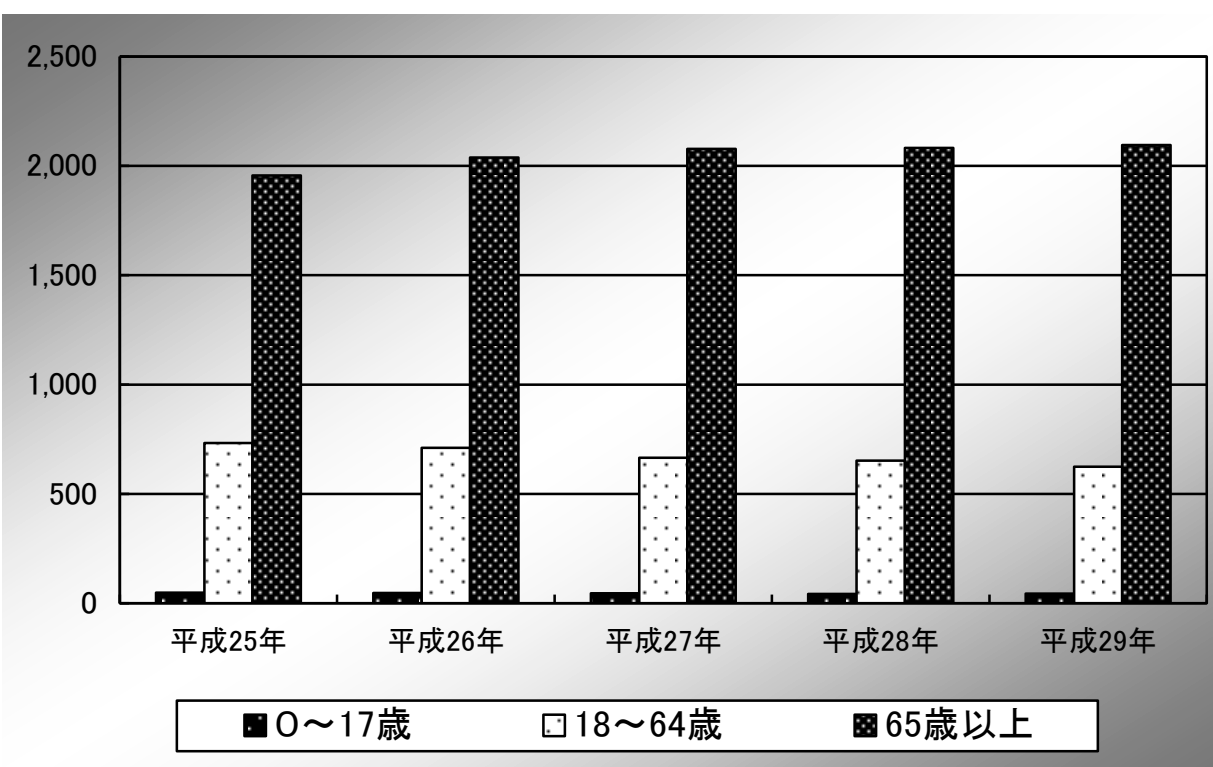
平成25年度から平成29年度までの年次推移を見ると、65歳以上の増加率は7.1%となっており、障害のある人の高齢化が進んでいます。

身体障害者手帳交付者数の推移(年齢区分別)

(単位:人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
0～17歳	49	47	46	43	44
18～64歳	733	710	666	652	625
65歳以上	1,957	2,038	2,078	2,083	2,095
計	2,739	2,795	2,790	2,778	2,764

各年4月1日現在



第3節 知的障害のある人の状況

(1) 療育手帳所持者数

平成29年度の療育手帳の交付者数は535人となっています。療育手帳交付者数の平成25年度から平成29年度までの増加率は6.4%となっています。

(2) 障害程度別

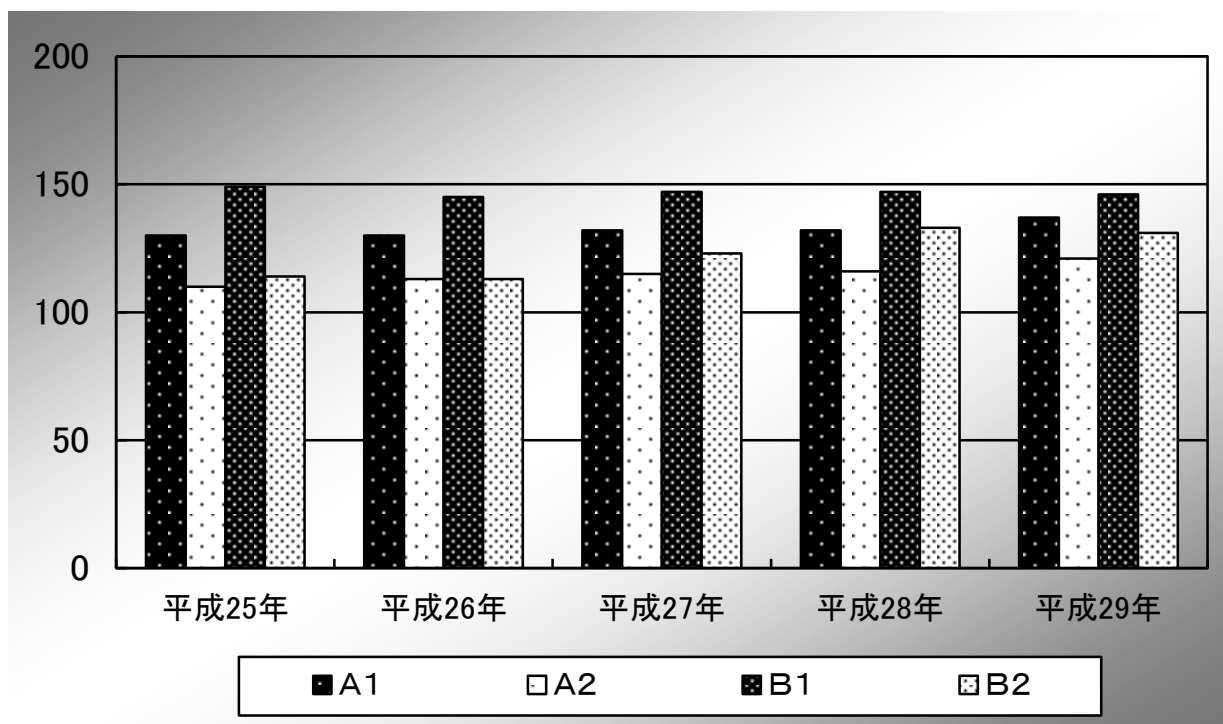
平成29年度の障害程度別の内訳は、A1が137人、A2が121人、B1が146人、B2が131人となっています。平成25年度から平成29年度までの年次推移を見ると、B2判定の増加率が14.9%となっており、顕著な伸びを示しています。

療育手帳交付者数の推移(障害程度別)

(単位:人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
A 1	130	130	132	132	137
A 2	110	113	115	116	121
B 1	149	145	147	147	146
B 2	114	113	123	133	131
計	503	501	517	528	535

各年4月1日現在



(3) 年齢区分別

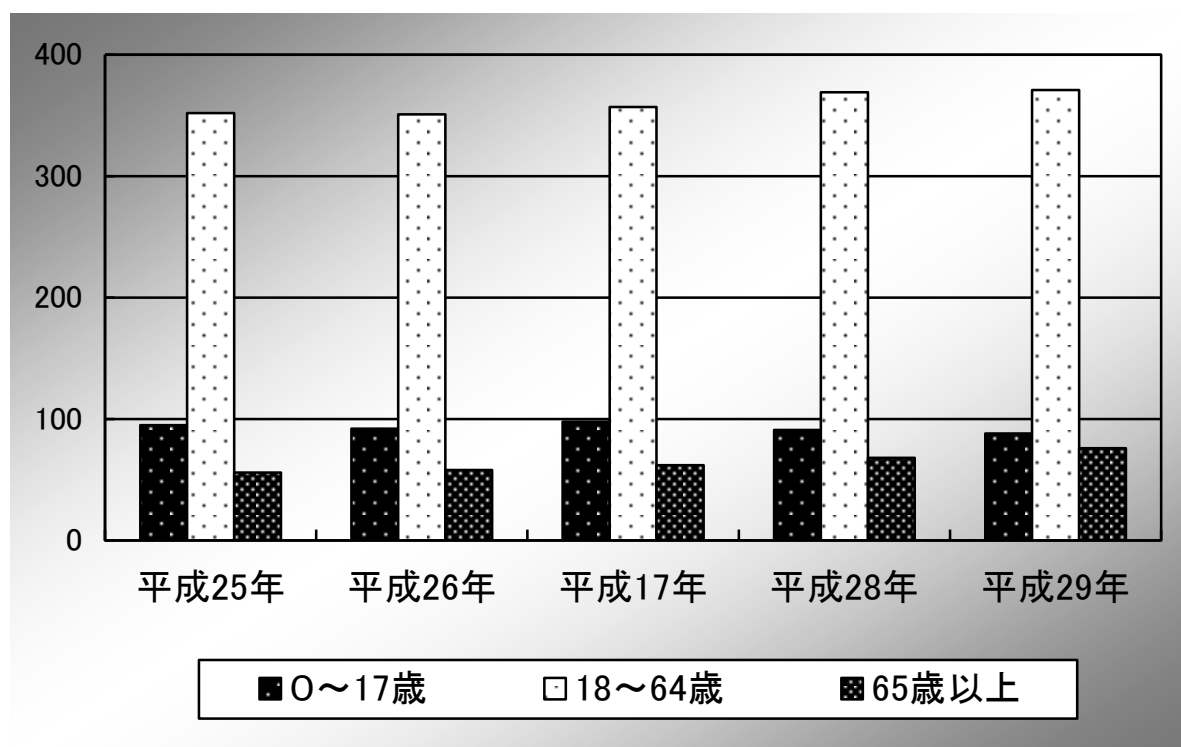
平成29年度における年齢区分別療育手帳の交付者数は、0歳～17歳が88人、18歳～64歳が371人、65歳以上が76人となっています。

療育手帳交付者数の推移(年齢区分別)

(単位:人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
0～17歳	95	92	98	91	88
18～64歳	352	351	357	369	371
65歳以上	56	58	62	68	76
計	503	501	517	528	535

各年4月1日現在



第4節 精神障害のある人の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

平成29年度の精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、288人となっています。精神障害者保健福祉手帳の交付者数の、平成25年度から平成29年度までの増加率は17.1%となっています。

(2) 障害等級別

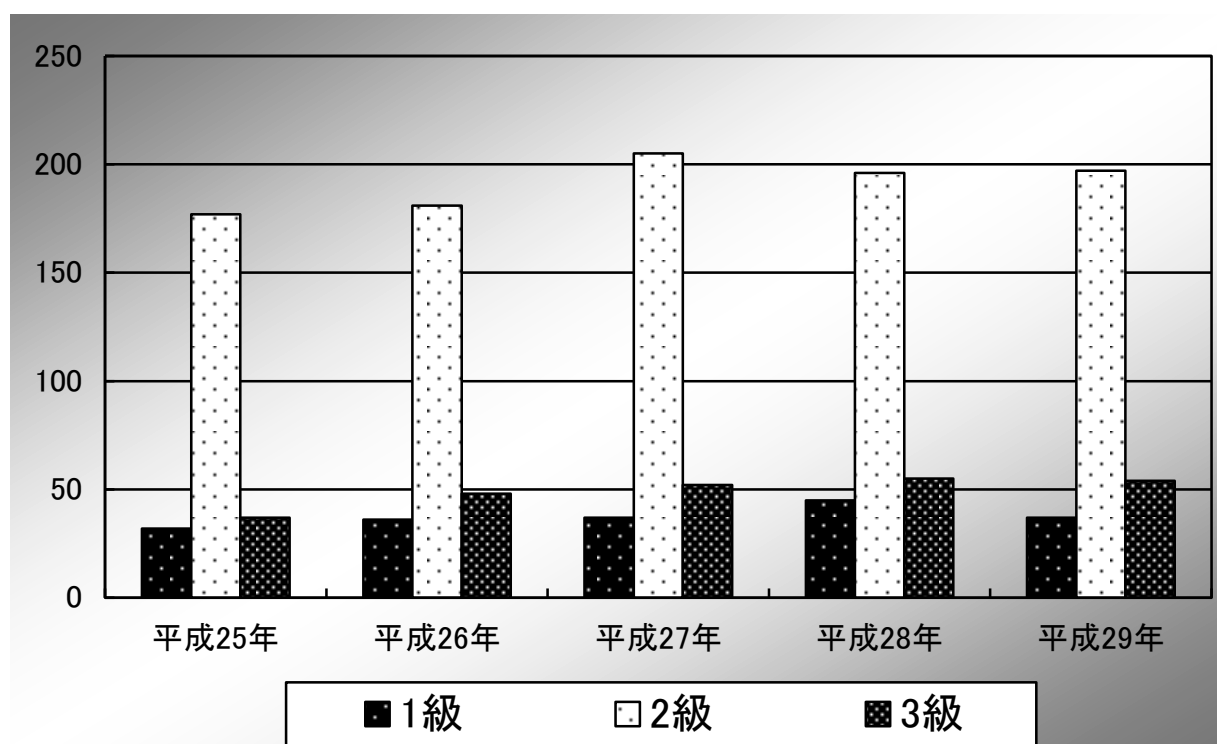
平成29年度における障害等級別の内訳は、1級が37人、2級が197人、3級が54人となっています。平成25年度から平成29年度までの障害等級別の増加率は、1級が15.6%、2級が11.3%、3級が45.9%となっています。

精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移(障害等級別)

(単位:人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1 級	32	36	37	45	37
2 級	177	181	205	196	197
3 級	37	48	52	55	54
計	246	265	294	296	288

各年4月1日現在



(3) 年齢区分別

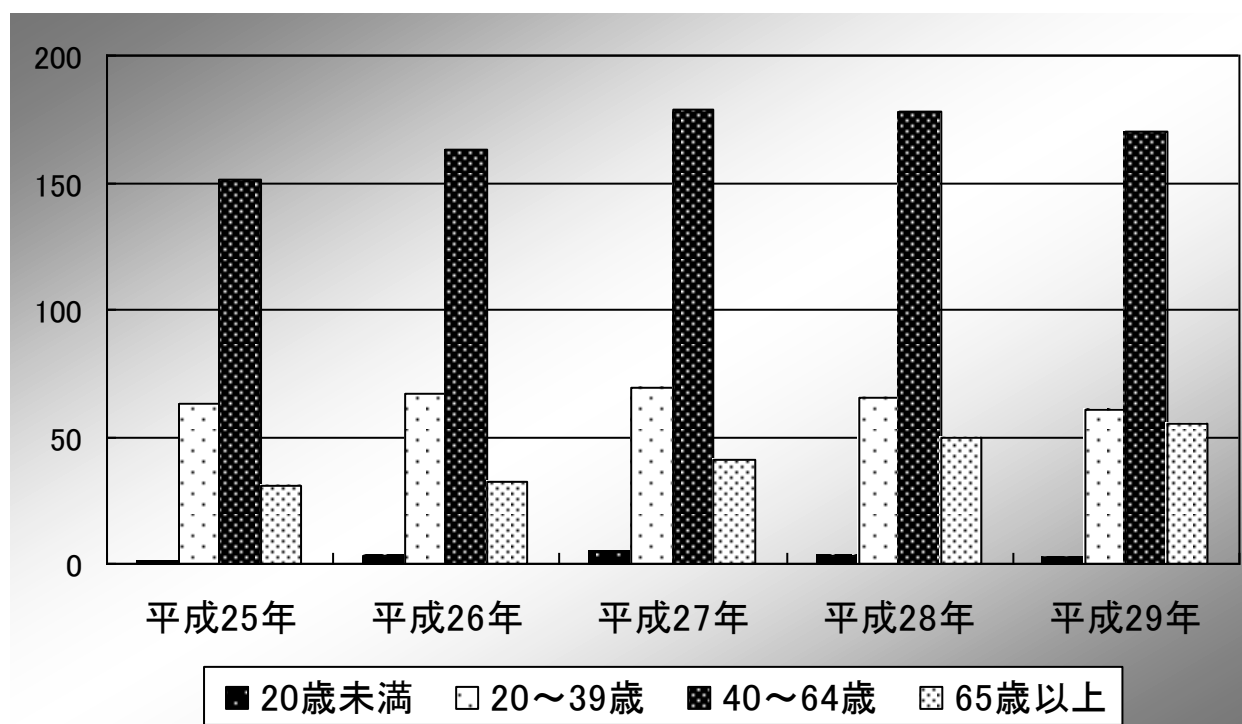
平成29年度における年齢区分別精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、20歳未満は2人、20歳～39歳は61人、40歳～64歳は170人、65歳以上は55人となっています。

精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移(年齢区分別)

(単位:人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
20歳未満	1	3	5	3	2
20～39歳	63	67	69	65	61
40～64歳	151	163	179	178	170
65歳以上	31	32	41	50	55
計	246	265	294	296	288

各年4月1日現在



第5節 難病患者の状況

(1) 障害福祉サービスの支給対象

平成25年4月に施行された障害者総合支援法で、障害者の範囲に難病等が加わり、障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の支給が可能となりました。

国の難病対策要綱による難病の定義は、①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病（例：ベーチェット病、重症筋無力症、全身性エリテマトーデス）、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的に負担の大きい疾病とされています。（例：小児がん、小児慢性腎炎、ネフローゼ、小児ぜんそく、進行性筋ジストロフィー、腎不全（人工透析対象者）、小児異常行動、重症心身障害児）

障害者総合支援法の対象となる疾病は、平成27年1月には130疾病から151疾病に拡大され、平成27年7月からは332疾病へ、さらに平成29年4月からは358疾病に拡大されました。

(2) 特定医療費(指定難病)受給者証認定者数

難病に対する医療費の助成については、平成27年1月1日の「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行により新しい医療費助成制度が開始され、56疾病から110疾病へと拡大。さらに、平成27年7月には306疾病が指定難病となり、医療費助成が行われています。

難病のうち、国と県による医療費助成の対象となる306疾病の医療受給者証の認定者数は、平成29年3月末現在561人となっています。

疾病別では、パーキンソン病がもっとも多く95人、次いで、潰瘍性大腸炎58人、網膜色素変性症36人の順となっています。

第6節 その他の障害のある人の状況

(1) 発達障害

本市における自閉症、アスペルガー症候群（高機能自閉症）、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）等の発達障害のある人の数は把握できていません。

社団法人日本自閉症協会の「自閉症の手引き」で、せまい意味での自閉症は児童1,000人に約3人いると言われています。

また、平成24年2月の文部科学省が実施した全国実態調査では、小・中学校の通常の学級に在籍している児童生徒のうち学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等により、学習や生活面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒が6.5%の割合で存在する可能性があるとの報告されており、10年前の調査から0.2ポイント上昇しています。

(2) 高次脳機能障害

高次脳機能障害とは、一般に、交通事故等による外傷性脳損傷や脳血管障害等によるものが多く、脳に損傷を受けたことによる記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害を指すものとされています。

高次脳機能障害者については、この障害についての認知度がまだ低く、専門の医療機関も少ないことなどから、実数の把握は困難な状況にあります。

（参考）平成25年度からの5年間に、高次脳機能障害に関する相談が県南保健所に20件ほど寄せられている。

第3章 総論

第1節 計画の基本理念

本計画は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されるよう、障害者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して策定します。

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

2. 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実を図ります。

また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっていており、今後も引き続きその旨の周知を図るとともに、難病患者等についても法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。

3. 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えます。

障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

また、障害者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、中長期的視点に立った継続的な支援を行います。

さらに、精神障害者が、地域の一員として安心して暮らすことができるよう、地域住民への理解促進を図りながら、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざします。

第2節 計画策定の基本方針

本計画の数値目標の設定や計画の推進にあたっては、第4期障害福祉計画までの方針を見直し、以下の考え方を基本とします。

（1）地域における生活の維持及び継続の推進

障害者等の地域における生活の維持及び継続の推進を図るため、地域生活支援拠点等の整備を進めるとともに、ニーズに応じた障害福祉サービスを保障します。

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

（3）就労定着に向けた支援

就労移行支援事業等を利用し一般就労に移行したあと、就労に伴う生活面の課題にも対応できるよう、新たに創設された就労定着支援サービスを活用し、障害者等の就労定着を支援します。

（4）障害児のサービス提供体制の計画的な構築

障害児支援の中心となる児童発達支援センターや医療的ニーズへの対応を目指し、医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置に努めます。

（5）地域共生社会の実現に向けた取組

全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや、各関連分野が共通の理解に基づき協働する等の取り組みを計画的に推進します。

（6）発達障害者支援の一層の充実

発達障害者が必要な支援を受けられるよう、発達障害者支援センターと連携を図りながら適切な配慮に努めます。

第4章 計画で取り組む施策

第1節 施設入所者の地域生活への移行

国の指針に基づく成果目標

障害者の高齢化・重度化の状況等を踏まえ、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上を地域生活に移行するとともに、平成32年度末の施設入所者数を2%以上削減することを目標とします。

事業の実績及び目標値

○福祉施設入所者の地域生活への移行

項 目		数 値	考 え 方
平成28年度末の施設入所者		80人	
平成32年度 目標値	施設入所者の削減	3人	平成32年度末段階での削減数
		－4%	削減割合
	地域生活移行者数	8人	施設入所からGH等への移行者数
		10%	移行割合

GH＝グループホーム（共同生活援助）

目標実現に向けての取り組み

障害者等の地域生活への移行の観点から、施設等から地域への移行を支援する「地域移行支援」や、地域での生活を支援する「地域定着支援」を推進します。

「施設入所支援」については、サービス提供事業者と連携をとりながら、必要な人が利用できるよう、入所利用の適正化と広域的な施設利用の視点も含めたサービス調整に努めます。また、地域移行が可能な入所者や長期入院の方については、できるだけ地域での生活ができるような環境づくりに努めてまいります。

「グループホーム」の基盤整備については、障害者等に対する地域社会の理解が必要不可欠であるため、その充実に向けて積極的な啓発・広報活動に努めます。

さらには、グループホームからアパート等への地域移行支援のほか、福祉を取り巻く人材育成にも取り組む必要があります。

第2節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針に基づく成果目標

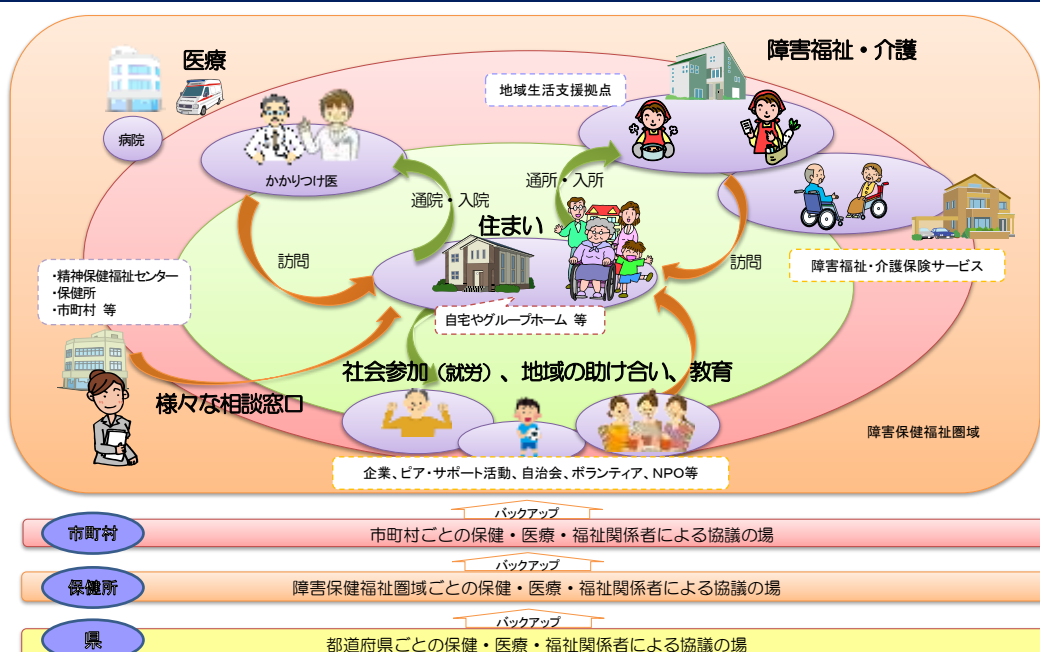
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、平成32年度末までに、精神保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを目標とします。

目標実現に向けての取り組み

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、自立支援協議会を活用するなど、精神保健・医療・福祉関係者による地域移行・地域定着に向けた取組等を協議する場を設置します。

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい、普通に暮ることができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）



第3節 地域生活支援拠点等の整備

国の指針に基づく成果目標

地域生活支援拠点とは、障害者の重度化、高齢化、「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支援するサービス提供体制です。

現在、地域生活支援拠点等の整備が必ずしも進んでいない状況を鑑み、平成32年度末までに各市町又は圏域に少なくとも1カ所を整備することを目標とします。

目標実現に向けての取り組み

国の動向を注視し、示された指針や基準等を基に、圏域の各市とも協議を行い、県の協力を仰ぎながら、設置に向け積極的に検討します。

地域生活支援拠点は、地域の中で様々な支援機能を併せ持った拠点であり、障害児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようライフステージに合わせた切れ目ない支援を提供していくことが期待されています。

○地域生活支援拠点等に求められる機能

相談…地域移行、親元からの自立 等

体験の機会・場…一人暮らし、グループホーム 等

緊急時の受け入れ・対応…短期入所の利便性・対応力向上 等

専門性…人材の確保・養成、連携 等

地域の体制づくり…サービス拠点、コーディネーターの配置 等

第4節 福祉施設から一般就労への移行

国の指針に基づく成果目標

平成32年度における障害者等の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者の数値目標を以下のとおり設定します。

- ・平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすること。
- ・就労移行支援事業の利用者数について、平成28年度末における利用者数の2割以上増加すること。
- ・就労移行支援事業の利用者のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすること。
- ・就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を8割以上とすること。

事業の実績及び目標値

項 目		数 値	考 え 方
平成 28 年度の一般就労への移行者		6 人	
目 標 値	平成 32 年度までの 一般就労移行者数	9 人	平成 32 年度の移行者数
		1. 5 倍	平成 28 年度実績に対する割合
平成 28 年度の就労移行支援事業利用者		1 1 人	
目 標 値	平成 32 年度末の就労移行 支援事業の利用者数	1 4 人	平成 32 年度末の利用者数
		1. 3 倍	平成 28 年度実績に対する割合
平成 28 年度の就労移行支援事業所数		2 カ所	
目 標 値	平成 32 年度末の就労移行 率 3 割以上の事業所数	1 カ所	平成 32 年度末の目標達成 事業所数
		5 割	目標達成事業所数の割合
就労定着支援による職場定着率		—	
目 標 値	就労定着支援開始 1 年後の 職場定着率	8 割	目標達成者数の割合

目標実現に向けての取り組み

障害者等の雇用を促進するため、自立支援協議会などを活用し、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者就業・生活支援センター、商工会議所、特別支援学校、当事者団体などの地域の関係機関による協議を進め、就労に関する情報の提供・相談支援体制の整備・能力開発や訓練の機会の拡充、福祉的就労と一般就労を目指す関係機関相互の連携や、雇用促進に向けた就労支援体制を推進します。

「障害者職場実習促進事業」等を活用し、障害者の就労機会の確保、一般企業等への障害者に対する理解促進を図り、自立に向けた支援を図ります。

市役所内各部署に対して福祉施設が受注可能な業務の委託を働きかけ、福祉施設における官公庁の受注拡大に努め、工賃の底上げに向けた取り組みを進めます。

第5節 障害児支援の提供体制の整備（新規）

国の指針に基づく成果目標

障害児支援の提供体制の確保のため、数値目標を以下のとおり設定します。

- ① 平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町又は圏域に1カ所以上の設置を目標とします。
- ② 平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。
- ③ 平成32年度末までに、医療的ケアを要する重症心身障害児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業所を各市町又は圏域に1カ所以上確保することを目標とします。
- ④ 平成30年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図る協議の場の設置を目指します。

目標実現に向けての取り組み

児童発達支援センターにおいては、現在、南島原市に1カ所設置されてはいるが、担当区域が広範囲のため圏域内の各市に1カ所設置できないか、児童発達支援センターの必要性を共有認識し、児童発達支援等の事業所から児童発達支援センターへの移行を促します。

児童発達支援センターにおいては、幼児期の療育として「保育所等訪問支援」の必要性や役割を認識し、指定を受けるよう働きかけます。また、保育所等に対しては、サービスの円滑な実施が図られるよう制度の趣旨を説明し、支援員の訪問に対する理解と協力を求めています。

医療的ケア児への適切な支援が受けられるよう、まずは自立支援協議会等を利用して、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図る協議の場の設置に努めます。その中で、医療的ケアの必要な重症心身障害児の受け入れ可能な事業所の確保に努めます。

第5章 サービス事業量の見込み

第1節 障害福祉サービスの事業量見込みと確保策

(1) 訪問系サービス

○訪問系サービスの事業量見込み

事業名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	単位
居宅介護(ホームヘルプ)	80	77	71	80	80	80	人分(/月)
重度訪問介護							
行動援護	733	681	620	800	800	800	時間分(/月)
同行援護							
重度障害者等包括支援							
算定基礎(平均利用時間)	9.2h	8.8h	8.7h	10.0h	10.0h	10.0h	

「人分」…月間の利用人数

「時間分」…月間のサービス提供時間、「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用時間」

※29年度は、平成29年7月実績分。

見込量確保のための方策

訪問系サービスについては、他の就労系サービスの伸びに反比例する傾向にあり、近年は減少傾向にあります。

しかしながら、地域で自立した生活を送るうえで必要不可欠なサービスであり、介護保険との共通した資源の活用が可能なことから、サービスの情報提供に努め、安定したサービスの確保と、より質の高いサービスの提供体制に努めます。

事業の内容

1. 居宅介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴や排泄、食事等の身体介護、洗濯、掃除等の家事援助、通院時の介助を行うサービスです。

2. 重度訪問介護

重度の障害があり常時介護を必要とする人に、入浴や排泄、食事等の介護、外出時の介護を行うサービスです。

3. 行動援護

知的障害又は精神障害によって行動が困難であって、常時介護を必要とする人に、外出時の移動支援を行うサービスです。

4. 同行援護

移動に著しい困難を有する視覚障害のある人に、外出時において同行し、必要な援助を行い、在宅での生活を支援します。

5. 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする人に、介護の必要性が著しく高い場合に、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

(2) 日中活動系サービス

○日中活動系サービスの事業量見込み

事業名		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	単位	算定基礎
生活介護		3,898	3,829	3,564	3,960	3,960	3,960	人日分(/月)	平均利用日数18日
自立訓練 (機能訓練)		0	0	0	20	20	20	人日分(/月)	平均利用日数20日
自立訓練 (生活訓練)		84	157	31	135	135	135	人日分(/月)	平均利用日数27日
就労移行支援		236	194	169	247	266	285	人日分(/月)	平均利用日数19日
就労継続支援 (A型)		1,153	1,391	1,562	1,650	1,694	1,760	人日分(/月)	平均利用日数22日
就労継続支援 (B型)		2,089	2,163	2,472	2,520	2,610	2,700	人日分(/月)	平均利用日数18日
就労定着支援					6	7	8	人分(/月)	
短期 入所	(福祉型)	391	290	272	324	324	324	人日分(/月)	平均利用日数12日
	(医療型)			12	18	18	18		

「人日分」…「月間の利用人員」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量
「人分」…月間の利用人数
※29年度は、平成29年7月実績分。

見込量確保のための方策

サービス提供事業所や医療機関等との連携を強化し、サービス利用者一人ひとりの状況に応じた適切かつ必要なサービス量を提供できる体制づくりを推進します。

事業の内容

1. 生活介護

常時介護を必要とする人に、施設で入浴や排泄、食事等の介護、創作・生産活動の機会等を行うサービスです。

2. 自立訓練

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービスです。

3. 就労移行支援

就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。

4. 就労継続支援

通常の事業所に雇用されることが困難な人に、就労の機会や生産活動等の機会を提供し、その知識や能力の向上を図る訓練を行うサービスです。

雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

5. 就労定着支援

就労に伴う環境の変化による生活面の課題を把握し、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスです。

6. 短期入所(ショートステイ)

自宅で介護を行う人が病気等で介護ができない場合などに、短期間、施設へ入所し、入浴や排泄、食事等の介護を行うサービスです。

(3) 居住系サービス

○居住系サービスの事業量見込み

事業名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	単位
共同生活援助 (グループホーム)	144	135	135	148	152	156	人分(/月)
自立生活援助				2	3	3	人分(/月)
施設入所支援	83	83	79	79	78	77	人分(/月)
療養介護	19	19	19	22	23	24	人分(/月)

「人分」…月間の利用人数
※29年度は、平成29年7月実績分。

見込量確保のための方策

共同生活援助（グループホーム）は、障害者等の自立に向けた第一歩となる居住の場であり、施設入所から地域への移行を推進するため、今後必要性が高まると予想されます。地域社会の理解促進と自立に向けた援助が必要であり、積極的な啓発・広報活動に努めます。

事業の内容

1. 共同生活援助(グループホーム)

地域で共同生活をする人に対し、住居(グループホーム)における相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

2. 自立生活援助

定期的に利用者の居宅を訪問し、困りごとなどに対して必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスです。利用者からの相談・要請があったときは随時の対応も行います。

3. 施設入所支援

施設の入所者に、主に夜間において、入浴や排泄、食事等の介護を行うサービスです。

4. 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活上の世話等を行うサービスです。

(4) 相談支援

○相談支援の事業量見込み

事業名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	単位
計画相談支援	84	85	81	80	85	90	人分(/月)
地域移行支援	1	0	0	2	3	3	人分(/月)
地域定着支援	1	0	0	2	3	3	人分(/月)

「人分」…月間の利用人数
※29年度は、平成29年7月実績分。

見込量確保のための方策

計画相談支援については、平成27年度以降すべての障害福祉サービス利用者に対してサービス等利用計画書の作成が必須となり、サービスの利用が円滑に遂行できるためには、相談支援員の確保が課題であります。また、地域移行支援・地域定着支援については、障害に関する知識に加え、経済的・社会的な知識も必要となります。

今後は、十分な経験を積んだ専門的な相談支援員の確保がより重要となるため、相談支援事業所との連携はもちろん、社会福祉協議会や福祉サービス事業者等の協力を得ながら、相談支援員の確保に努めます。

事業の内容

1. 計画相談支援

障害福祉サービスを必要とする人に対して、支給決定前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画を作成します。

支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整等を行います。

2. 地域移行支援

入所施設や精神科病院に入所・入院している障害者に対し、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助などを行うサービスです。

3. 地域定着支援

居宅において、単身等で生活する障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、相談や緊急時の対応などを行うサービスです。

(5) 障害児支援

○障害児支援の事業量見込み

事業名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	単位	算定基礎
児童発達支援	72	141	84	104	108	112	人日分(/月)	平均利用日数4日
医療型 児童発達支援	0	0	0	0	0	0	人日分(/月)	
放課後等デイサービス	647	760	917	960	1,020	1,080	人日分(/月)	平均利用日数12日
保育所等訪問支援	1	1	0	2	3	4	人日分(/月)	平均利用日数1日
居宅訪問型 児童発達支援				8	12	16	人日分(/月)	平均利用日数1日
障害児相談支援	14	17	35	25	30	35	人分(/月)	

「人日分」…「月間の利用人員」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量
「人分」…月間の利用人数
※29年度は、平成29年7月実績分。

見込量確保のための方策

居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及び家族に対して、効果的な支援を提供する体制の確保に努めてまいります。

事業の内容

1. 児童発達支援

未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うサービスです。

2. 医療型児童発達支援

肢体不自由がある障害児に対して、理学療法等の機能訓練や医学的管理下での支援を行うサービスです。

3. 放課後等デイサービス

学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行うサービスです。

4. 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行うサービスです。

5. 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害児等であって児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作等の発達支援を行うサービスです。

6. 障害児相談支援

障害児通所支援を利用しようとする障害児やその家族に対し、障害児支援利用計画の作成や、サービス事業者との連絡調整などの支援を行うサービスです。

第2節 地域生活支援事業の事業量見込みと確保策

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害と障害者等を取り巻く環境への理解を深めてもらうため、市広報紙等を活用した周知活動や当事者及びその支援団体等関係機関と連携しながら、地域住民等への啓発事業に取り組み、共生社会の実現を図ります。

- ・教室等の開催（出前講座等による教室の開催）
- ・事業所の訪問（障害者を雇用する事業所等の訪問）
- ・イベントの開催（健康福祉まつり等での理解促進のためのイベント）
- ・広報活動（市広報紙やホームページを活用した広報活動等） 等

(2) 自発的活動支援事業

障害者本人やその家族、地域住民等が行う障害者等の自立に向けた自発的な活動に対し、支援を図ります。

- ・ピアサポート（障害者等やその家族、地域住民の交流等への支援）
- ・社会活動の支援（障害者等の自立や社会復帰活動等への支援）
- ・ボランティア活動の支援（障害者等に対するボランティア活動等への支援）
- ・障害者の文化芸術活動の支援 等

(3) 相談支援事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	単 位
相談支援事業所数	2	2	2	2	2	2	か所
相談支援機能強化事業	○	○	○	○	○	○	実施の有無
住宅入居等支援事業	○	○	○	○	○	○	

相談支援事業では、障害種別に関わらず誰もが相談を受けられるよう、福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、専門機関の紹介等の相談支援を行います。

相談支援機能強化事業等を行い、夜間・休日も含めた柔軟な相談対応や、住居入居等の支援体制づくりを推進します。

基幹相談支援センターについては、機能や在り方・設置に関して、関係機関と協議を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	単 位
実利用者数	4	1	0	3	3	3	人分(/年)

成年後見制度利用支援事業は、利用者の拡大につながるよう周知を図ります。

(5) 意思疎通支援事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	単 位
手話通訳者派遣回数	28	16	21	25	25	30	年間延べ回数
要約筆記奉仕員派遣回数	1	1	1	3	5	5	年間延べ回数

聴覚や音声・言語機能に障害のある人の外出や社会参加を支援するため、手話通訳者及び要約筆記奉仕員の派遣を行うとともに、今後も周知に取り組み、サービスの利用促進を図ります。

(6) 日常生活用具給付等事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	単 位
介護・訓練支援用具	6	4	3	8	8	8	年間のべ件数
自立生活支援用具	7	5	4	8	8	8	年間のべ件数
在宅療養等支援用具	7	3	11	12	12	12	年間のべ件数
情報・意思疎通支援用具	5	4	4	8	8	8	年間のべ件数
排泄管理支援用具	1,467	1,470	1,473	1,500	1,500	1,500	年間のべ件数
住宅改修費	2	1	2	3	3	3	年間のべ件数

障害者等が安定した日常生活を送るため、日常生活用具の利用希望者の把握に努めると共に、事業の周知を図り、障害の種類や程度といったそれぞれの特性にあった適切な日常生活用具の給付に努めます。また利用者の増大に合わせて、必要な予算の確保に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	単 位
手話奉仕員養成講習修了者数	8	5	4	8	9	10	年度末総数

聴覚や音声・言語機能に障害のある人の外出や社会参加を支援するため、手話奉仕員の養成を図ります。

(8) 移動支援事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	単 位
移動支援回数	880	723	707	800	850	900	年間延べ回数
うちガイドヘルパー回数	321	172	160	236	286	336	年間延べ回数

障害者等の社会参加や余暇活動を促すため、事業の周知に努めるとともに、障害者等の利用ニーズを把握し、適切なサービスを利用できるように努めます。

従来からのガイドヘルパー派遣事業につきましても、年々ニーズが高まっており、事業継続のためヘルパーの確保に努めます。

(9) 地域活動支援センター事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	単 位
地域活動支援センターⅢ型	2	2	2	2	2	2	か所
実利用者数	33	33	29	35	37	40	人分(/月)

地域活動支援センター事業は、さまざまな日中活動の場を求める障害者等にとって、社会参加のきっかけとなる事業です。多様なニーズの把握に努め、障害の特性に合わせた活動の場の拡大及び活動内容の充実を図ります。

また、医療・保健・教育・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、障害に対する理解促進を図るための普及啓発、社会適応の支援等の事業を推進します。

(10) その他の事業

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	単 位
訪問入浴サービス	事業所数	2	2	2	2	2	2	か所
	利用回数	673	592	427	504	540	576	年間延べ回数
生活支援 (歩行訓練)	事業所数	1	1	1	1	1	1	か所
	利用者数	0	0	0	1	1	1	人分(/月)
日中一時支援	事業所数	21	15	15	16	17	18	か所
	利用回数	1,511	1,223	1,224	1,264	1,304	1,344	年間延べ回数

事業内容の広報・啓発に努めるとともに、事業の利用促進を図り、障害者等やその家族の支援に努めます。

また、障害者等の利用ニーズを把握し、障害の特性に合わせた適切なサービスが利用できるように、福祉サービス事業所とも連携し必要なサービス量の確保に努めます。

事業の内容

1. 理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため教室の開催や広報活動等を通じて、地域住民への働きかけを行う事業です。

2. 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援する事業です。

3. 相談支援事業

障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むための福祉に関する各般の相談に応じ、必要な情報や助言を行うサービスです。

■相談支援機能強化事業

相談支援強化のため、相談支援機関に専門的な能力を有する職員（社会福祉士、精神保健福祉士等）を配置します。

■住宅入居等支援事業

保証人がいない等の理由で賃貸住宅に入居が困難な障害者等に対し、相談・助言を行います。

4. 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者、精神障害者に対して、申し立てに要する経費等を助成します。

5. 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能等の障害者に対し、手話奉仕員や要約筆記奉仕者の派遣を実施し、意思疎通の円滑化を図るサービスです。

6. 日常生活用具給付等事業

在宅の重度身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者に、自立生活を支援する日常生活用具や住宅改修費を給付するサービスです。

7. 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員を養成し、意思疎通の円滑化を図るサービスです。

8. 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加を促すために外出支援を行うサービスです。

9. 地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の事業を行うサービスです。

Ⅰ型：相談支援事業や専門的職員の配置による福祉及び地域社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を行います。

Ⅱ型：機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。

Ⅲ型：運営年数及び利用人員が一定数以上の小規模作業所の支援を行います。

10. その他の事業

■訪問入浴サービス

入浴が困難な在宅の身体障害者の居宅を訪問し、訪問入浴車両により浴槽を提供して入浴サービスを行います。

■生活支援

生活訓練等事業として、視覚障害者への白杖による歩行訓練を行うサービスです。

■日中一時支援

障害者等の日中における活動の場を確保し、家族の就労や一時的な休息を支援するサービスです。

第6章 資料

第5期島原市障害福祉計画策定委員会名簿

氏 名	団 体 名 及 び 役 職 名
白 井 浩 二	島原市社会福祉協議会事務局長
前 田 力	島原市民生委員児童委員協議会連合会長
松 本 眞	島原市身体障害者福祉協会会長
吉 田 良 一	ふれあいネットワーク・ピア島原支部長
宇 土 直 美	はなえみ主任相談支援専門員
※ 渡 辺 禎 二 郎	島原グリーンステーション管理者
坂 本 淳	(社福)幸生会 島原療護センターサービス管理責任者
蒲 池 宏 遵	(社福)松風会 清華学園総務
永 代 秀 顕	(社福)悠久会 銀の星学園管理者
市 川 ひ と み	長崎県県南保健所地域保健課長
松 永 宇 市	(医)済家会 島原保養院精神保健福祉課長
村 川 佳 恵	長崎県立島原特別支援学校教頭
橋 本 堅 治	島原公共職業安定所長
松 尾 勝 也	県南障害者就業・生活支援センターぱれっと所長
湯 田 喜 雅	島原市福祉保健部長
大 津 昭 博	島原市福祉保健部福祉課長

【 ※ 策定委員会委員長 】

(順不同)

第5期島原市障害福祉計画
第1期島原市障害児福祉計画

発行年月 平成30年3月
発行 島原市福祉保健部 福祉課
〒855-8555 長崎県島原市上の町537番地
TEL 0957-63-1111（代表）
FAX 0957-62-2923
ホームページURL <http://www.city.shimabara.lg.jp/>
電子メールアドレス fukushi@city.shimabara.lg.jp
